

千葉県告示第422号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、平成29年2月14日付け千葉県告示第86号及び平成30年11月19日付け千葉県告示第866号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）について、区域の追加指定及び区域の分類の変更を行うので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年5月20日

千葉市長 神谷俊一

1 形質変更時要届出区域

千葉県美浜区稲毛海岸五丁目1番764の一部ほか（別図1及び2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 砒素及びその化合物
- (2) ふっ素及びその化合物

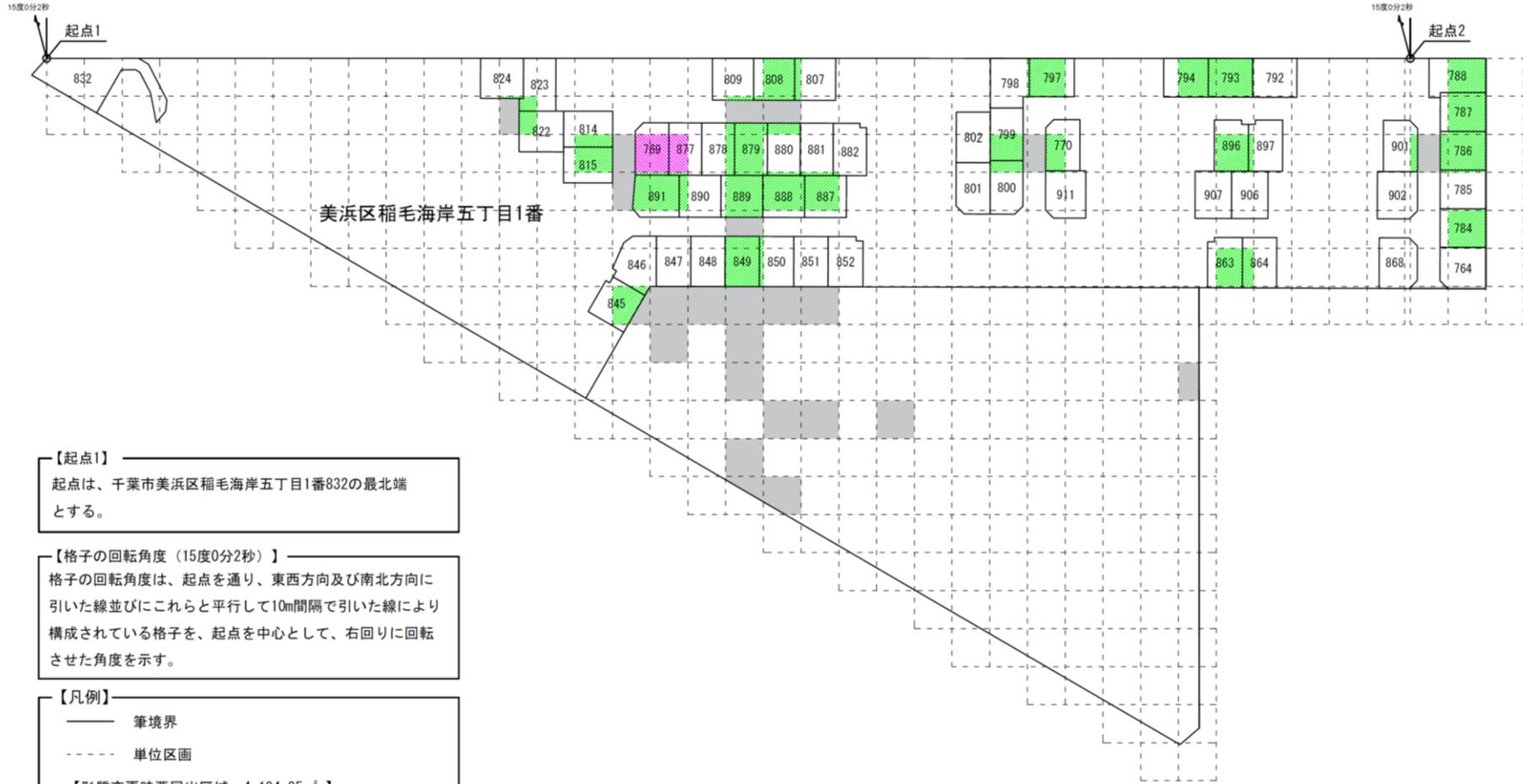
3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 該当なし

4 その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第58条第5項第11号に該当する。

(別図2)



【起点1】
 起点は、千葉市美浜区稲毛海岸五丁目1番832の最北端とする。

【格子の回転角度（15度0分2秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 筆境界
 - 単位区画
- 【形質変更時要届出区域：4,194.85㎡】
- 一般管理区域（1,957.42㎡）
 ふっ素の溶出量基準超過、第二溶出量基準以下
 - 埋立地特例区域（139.65㎡）
 ふっ素の溶出量基準超過、第二溶出量基準以下
 - 埋立地特例区域（2,097.78㎡）
 砒素及びふっ素の溶出量基準超過、第二溶出量基準以下